

令和5年度第1回 小林市国民健康保険運営協議会 議事録

【開催日時】 令和5年5月31日（水）
午後7時00分から午後8時00分まで

【開催場所】 小林市役所 本館2階 会議室1

【出席者】 委員
公益代表 高妻 賢士 会長
吉脇 辰男 副会長
山田 博 委員
柿木 由紀子 委員
被保険者代表 岩松 浩 委員
竹山 真弓美 委員
有木 鈴子 委員
芝原 靖彦 委員

事務局
市民生活部長 鷗野 裕一
ほけん課
ほけん課長 岩下 経一郎
総務グループ 平田 悟
納税グループ 山元 康敬
後期グループ 谷山 智子
国保グループ 西 清志
健康推進課
健康推進グループ 齋藤 貴憲
健康推進グループ 川原 真砂子

【欠席者】 委員
保険医代表 園田 定彦 委員
竹之内 剛 委員
丸野 克之 委員
福森 一真 委員
被用者保険代表 牧寄 敦子 委員

【会議成立の要件】 13名中8名出席。出席者が過半数につき、会議は成立した。

【次第及び議事結果】

- 1 開会 岩下ほけん課長 が進行を行った。
会議の成立、議事録作成のため会議内容を録音すること、事務局の体制が変更になったことを伝えた。
事務局の各自が自己紹介をした。
- 2 会長あいさつ 高妻会長 があいさつした。
新型コロナウイルスが5月8日からインフルエンザと同じ部類になったが今度はインフルエンザが流行っている。早く3～4年前の生活に戻ってくることを期待している。
今回は議事が3題ある。皆さんの意見をお聞きしたい。
- 3 事務局あいさつ 鷗野市民生活部長 があいさつした。
国民健康保険制度は制度創設時に農林水産業者や自営業者が多くを占めていたが、高齢化や産業構造、医療保険制度の変化で、高齢者の割合が増加し、農林水産業者や自営業者の割合が減少し、無職者や非正規雇用者の割合が増加している。一方で、医療は高度化し一人あたりの保険給付費は増加しているため、国保の財政事情は厳しくなっている。
本協議会の権限は市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を市長の諮問（しもん）に応ずるとともに、必要があるときは、市長に意見を述べるができるとなっている。忌憚（きたん）のないご意見をいただけると助かる。
今回は健康推進課から特定健診の説明も会議に加えている。
- 4 議長選出 慣例により高妻会長が議長を務めた。
- 5 議事

議題1 令和5年度 小林市国民健康保険税条例の改正について

- ・平田が 概要を説明した。
- ・国民健康保険税の賦課限度額について、法令改正により後期高齢者支援金等分が20万円から22万円に引き上げられる。基礎分、介護納付金分も含め全体で102万円から104万円へ引き上げられる。
- ・国民健康保険税の軽減対象の拡大について、世帯の所得が表の基準額以下であると均等割、平等割が軽減されるが、法令改正により基準額が、5割軽減は5千円、2割軽減は1万5千円引き上げられる。7割軽減については変更はない。

全世帯 6,756 世帯のうち、軽減対象の世帯が 4,315 世帯、率にして約 64%となる。

意見、質疑

- ・(岩松委員) 限度額が 2 万円引き上げられ税収は上がる、軽減の基準額が 2 万円引き上げられ税収は少なくなるが、差額はどうか。
- ・(平田) 令和 4 年度の(所得、被保険者数の)数値で、(基礎・後期・介護合わせて)上限を超える世帯が 102 世帯になる。(後期高齢者支援金等分の限度額が 2 万円上がることにより世帯数が 223 世帯から 178 世帯となり) 395 万円の増収になる。軽減の対象世帯が 27 世帯で 74 万円の減収になる。~~合わせて~~(言い間違い。正しくは、差し引き) 321 万円の増収となる見込みです。
- ・(高妻議長) 採決をお願いしたい。賛成の方は挙手をしてください。
- ・賛成多数で承諾された。

議題 2 令和 5 年度 国民健康保険税の税率について

- ・平田 が議題 2 と議題 3 は関連があるため一括して説明した。
- ・議題 2 の令和 5 年度の税率は、現在の税率を据え置きたいと考えている。
- ・令和 5 年度の税収は予算額より 1 億 3,730 万 5 千円不足する見込みである。この不足額について、税率を引き上げて補うか剰余金(繰越金)で補てんするか市長と(副市長とも)検討した結果、物価高騰や公共料金の値上げによる家計への負担を考慮し、据え置くこととした。
- ・表 1 は現在の税率で、表 2 は税率改定の推移になる。平成 27 年度に所得割を改定して移行、税率は変更していない。

議題 3 令和 5 年度 小林市国民健康保険事業特別会計 6 月補正予算(案)について

- ・税率を引き上げないことで税収が不足するため予算を補正した。歳入の予算額の国民健康保険税を 1 億 3,730 万 5 千円減額して、繰越金を同額増額した。補正前と補正後では増減はなく全体の予算額は 61 億 4,491 万 2 千円となる。歳出の補正はない。
- ・表 3 は補てん財源がいくらあるのかを示している。令和 4 年度の単年度収支は約 3 千万円の黒字を見込んでおり、令和 4 年度の繰越金の合計は 2 億 109 万 8 千円になる見込みである。予算不足分 1 億 3,730 万 5 千円は繰越金で補てんできる。
- ・下のグラフは、補正予算後の科目の割合を示している。歳入で一番多いものは県から交付される県支出金が 71.03%になる。歳出は病院や患者さんへ支払う保険給付費が 69.73%となっている。

意見、質疑

- ・(柿木委員) 1 億 3,700 万円不足するが令和 4 年度の単年度収支は 3 千万円の黒字となっているが…(どういうことか)。

- ・（平田）令和5年度の予算を令和5年3月に（仮で）決めたが、実際に所得が分かってきて税額を計算したところ1億3,700万円不足することになった。令和4年度の収支で繰越金（3年度から繰り越された1億7,109万8千円）を含めていない単年度収支は、3千万円の黒字になるということです。5年度の繰越金は増えることになる。
- ・（岩下課長）4年度の単年度収支が3,000万円の黒字になり、それを繰り越すと約2億円の繰越金になる。税額を令和5年度の当初予算では被保険者数や所得を予測で税額を計算するが、今回の所得の申告で実際の所得が分かったので国税の税率で計算したところ、1億3,700万円不足する。その不足分を繰越金で充てることになる。
- ・（柿木委員）予算を立てるときに予想していた額よりマイナスになるが、年度末に再度計算したら3,000万円の黒字になり、それを繰り越せるということか。
- ・（鷗野部長）年末に予測で予算を組むが今回3月を過ぎて所得が確定した（おおよそ把握できた）のでその分を減額することになる。
- ・（岩下課長）所得割を計算したら保険税は減収になるが、その分は繰越金を充てることで予算額をプラスマイナス0にできる。
- ・（芝原委員）景気が悪くなり所得割が下がっている。電気料などが上がっているので所得は上がる方向ではないと思う。来年も大変な状況になるのではと思うがその辺はどうか。
- ・（岩下課長）令和4年度は牛が安くて所得はグッと下がったようだ。コロナが落ちるいて経済が回って回復していく期待はしているが、その辺は見込めない。令和5年度も所得が下がるかもしれない。
- ・（平田）補足で、今回はまだ繰越金があるため繰越金を使うことになるが、2年後3年後に繰越金や基金がなくなったら税率を上げないといけない状況である。
- ・（柿木委員）税率を上げないといけないと見込んだら市民に知らせるのか。
- ・（岩下課長）所得が下がって税収が減り基金もなくなったら税率を上げないといけない。医療費も上がってきているので保険税も上げざるを得なくなる。今年度広報誌等を活用して市民の方には周知していきたい。
- ・（有木委員）所得も減っていると思うが人数はどうか。
- ・（岩下課長）被保険者が毎年500人程減っている。世帯数も100世帯程減っている。このままの税率でいくと税収は下がるのが見えているのでどこかで均等割や平等割を上げていかないといけないと思う。小林市の均等割は県内9市では一番低いのである程度は市民の方に負担していただかないといけないと考えている。
- ・（高妻議長）コロナで受診者が減ったが、薬をもらうため診察をしないとけないため（医療費が増えて）税率を上げないといけないという懸念はありますよね。
- ・（岩下課長）医療費は令和2年度は下がったが3年度、4年度は上がってきた。広報誌等で、健診を受けて自分の健康を知ってもらい、早い内に病院へ行って重篤にならないように市民の方に周知出来ればよいと思う。

- ・（高妻議長）岸田総理は子育て支援に保険税を上げる考え持っている。国会は通っていないのでどうなるか分からない。
- ・（高妻議長）採決をします。賛成の方は挙手をお願いします。
- ・全員挙手で承諾された。

議長降任

6 連絡（会次第の6と7の順番を入れ替え、先に7連絡を説明した。）

- ・平田 が1、2、3について概要を説明した。

1 国民健康保険税の資産割の廃止について

- ・国は、将来的に「同一都道府県内であれば、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険税となる」ことを目指している。
- ・宮崎県は賦課方式は4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から資産割を除いた3方式へ移行することになった。期限は未定。
- ・小林市は4方式であるためいずれは3方式へ変更することになる。
- ・県内で、現在3方式は7市町村、4方式は18市町村、2方式（所得割、均等割）は川南町のみ。
- ・小林市の資産割の税収は約3,800万円。その財源を確保する必要がある。

意見・質疑

- ・（吉脇委員）3,800万円減収になるが収入をどうするか検討しているのか。
- ・（岩下課長）所得割、均等割、平等割で割り振らないといけませんが、仮に均等割に割り振った場合、被保険者一人当たり年間3,800円の増額になる。また、所得割を1%上げたら、均等割、平等割がいくらになるかなどシュミレーションをして、影響が少ない方式にしないといけなく考えている。
- ・（芝原委員）資産割をなくすとはどういうことか。
- ・（平田）固定資産をもっている方は固定資産税に国保税資産割の率をかけて国保税を計算するが、固定資産の有無は国保税には影響がない。
- ・（芝原委員）よいことではあるが、その分所得割などに上乗せするのか。
- ・（平田）はい、それを検討しないといけない。
- ・（岩下課長）固定資産がある人は固定資産税を払っており、それ以外に国保の資産割を払わないといけないため二重課税ではないかという意見もある。資産割が無くなれば平等になる。その変わり、所得割、均等割、平等割で割り振るので被保険者が同じように税が増えることになる。
- ・（平田）今、国保税のかけ方が大きく変わろうとしているので、今回皆さんに報告させていただいた。
- ・（有木委員）3方式になるのは何年後位になるのか。

- ・(岩下課長) 今県で協議中である。令和 11 年度までにはという市町村が多いがそれに反対する市町村もある。令和 11 年度前後かと思う。

2 先進地研修会について

- ・今後、県内 9 市の状況を取りまとめて、委員の皆さんのご意見をお伺いしたい。

3 協議会の次回開催予定

- ・次が第 2 回になる。開催日は 8 月を予定している。
- ・議題は 令和 4 年度 国民健康保険事業特別会計 決算(案) 及び
令和 5 年度 国民健康保険事業特別会計 9 月補正予算(案)
の審議になる。

7 特定健診について

- ・健康推進課齋藤主幹が 5 月 22 日に特定健診・長寿健診・がん検診の該当者へ送られた健診案内文書にそって説明した。
- ・特定健診は令和 4 年度の速報値で 7,700 人中 3,200 人、約 41%が受診した。数値が上がれば医療費の削減につながる。皆さんが健康に過ごせていただきたい。
- ・ピンクの用紙で自分が受けられる健診には○がついている。国保の特定健診は 40 歳から 74 歳までの方が受けられる。がん検診は国保に限らず市民の方が対象になり、該当者には○がついている。
- ・黄色用紙は国保の特定健診の受診券になる。健診の予約は医療機関か健康推進課へ申し込んでいただく。
- ・特定健診の個別健診を受けられる医療機関は A 3 用紙のピンクに載っている。35 医療機関あり直接申し込むことになる。
- ・集団検診は裏面の青い方になり、予約はインターネットか電話になる。日程は小林中央公民館で 5 日間、野尻、須木で各 1 日間であり、同時にがん検診も受けられる。
- ・今回 75 歳以上の方が受けられる長寿健診の受診券(白色)は、国保の特定健診と一緒に入ることではない。長寿健診を受けられる方には「高齢者のみなさまへ」という日々の健康を維持するために大切なことを啓発するお知らせも同封している。
- ・各健(検)診は令和 6 年 1 月 31 日まで受診できる。
- ・国保一般脳ドック案内(黄色の下)は、国保の加入者で 35 歳から 74 歳までの方で 7,000 円で受けられる。定員は一般が 200 名、脳ドックは 250 名であるが、定員に達していない状況である。お知り合いなどに勧めてほしい。健診とは一緒に受けられない。申込み期間は 6 月 25 日から 11 月 30 日までである。

意見・質問

- ・(高妻会長) 胃がん検診はドックではないのか。内視鏡検査の費用はかからないか。
- ・(川原主幹) 胃がん検診の無料の対象者は、エックス線・内視鏡とも 50 歳、56 歳、

60 歳、66 歳である。それ以外の方は 50 歳上で偶数年齢の方がエックス線の検査が有料で受けられる。

- ・（高妻会長）大腸がん検診は検便ではなく、早く終わる内視鏡がよい。また、自分の健康のためなので自己負担があってもよいと思う。以前伊佐市に視察に行ったときに、高齢者宅に迎えに行く、イベントがあるときに血液検査を行うなどで検診率が上がっていることを学んだ。是非視察研修には行きたい。
- ・（川原主幹）ご意見ありがとうございます。がん検診は国の基準に基づいて実地している。検便については大腸カメラはないのかという意見をよくいただいている。
- ・（有木委員）健（検）診の案内は 5 月に届くが予約は 6 月 7 日からとなっているので届いてすぐに予約ができない。予約を忘れてしまう人や受診券を無くしてしまう人もいると思うため、届いたらすぐに予約はできないのか。
- ・（齋藤主幹）案内を発送して全市民へ行き届くのに 2 週間位かかる。届いた順に予約できてしまうと枠が埋まってしまい後から届いた人は予約ができず不公平になる。そのため全市民へ届いた後を予約開始日としている。
- ・（高妻会長）再交付は保健センターでできます。
- ・（柿木委員）電話予約が 6 月 7 日からとなっているのは医療機関ではなく、集団健診のことか。
- ・（齋藤主幹）集団健診のことです。
- ・（柿木委員）医療機関で受ける場合は届いた段階で医療機関に予約できるのか。
- ・（齋藤主幹）はい。医療機関に予約していただければよい。
- ・（芝原委員）健診予約を申し込むのが苦痛である。採血で腫瘍マーカーまで分かるハイレベルな検査も紹介していただければ苦痛にならない。
- ・（岩下課長）人間ドックになるとそういった検査も入ってくるのではないだろうか。

8 閉会

令和 5 年 6 月 21 日記載